

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、飯山市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、市民等がその全機能を発揮し、それぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画と長野県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が、全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、市の地域防災計画は、市民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用に当たっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであり、市長は地域防災に関して第一次的な責務を有する。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2節 計画の基本方針

本市は中央を千曲川が南から北に流れる、通称「飯山盆地」にあり、周辺部は比較的急峻な山地となり、平地は千曲川による沖積層からなっている。

このため、山間部においては、急傾斜地帯及び地すべり地帯を有し、平地では千曲川による洪水のおそれがある。また、日本有数の豪雪地帯に属し、平均最大積雪深は、平地で1.5m、山間地では4.0mに達する。

このような自然条件のなかで、災害を受けやすく様々な災害発生要因に対応した、防災体制の整備に努める必要がある。

1 防災の基本

防災対策を行うに当たっては、「周到かつ十分な災害予防」、「迅速かつ円滑な災害応急対策」、「適切かつ速やかな災害復旧・復興」を基本とし、それぞれの段階において、市、県、防災関係機関及び市民が一体となって最善の対策をとるものとする。

2 行政及び市民の責務

市は、国、県及び防災関係機関等と緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災組織の充実と市民の防災意識の高揚、防災知識の向上を図る。

市民は、自分の命は自分で守るという認識にたつて、地域、職場、家庭等において、各種災害を念頭に近隣等と協力してその実態に応じた防災対策を常に自ら講ずる。

3 防災施設の大綱

飯山市における最近の大きな気象災害は、大雨により千曲川が増水し堤防が決壊して発生した水害である。河川改修、砂防等治水対策については、これまでも最大限の努力を傾けてきたところであるが、今後も計画的に治水施設等の整備を推進する。

また、豪雨に伴って生ずる地すべりや山崩れ、土石流等は破壊力が大きく多数の人的被害をもたらすので、地すべり防止対策等各種の土砂災害対策を講ずる。

冬期間は季節風のもたらす降雪のため、日本でも有数の豪雪地帯となっており、数年に一度は豪雪による大きな被害が発生している。雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上を図るため防雪施設の整備、除雪体制の充実等により、安全で雪に強い地域づくりをすすめる。

近年、建物の高層化及び多様化が進んでおり、またスキー場を中心とした観光地を抱え、そこに多数のホテル、民宿等がある。これらの施設に火災が発生した場合は、大きな被害が生じるおそれがある。

また、林野面積が市域の60%を占めており、林野火災の発生も多い。

平素から、火災予防運動等を通じ防火思想の普及に努めるとともに消防組織の充実、消防施設等の整備、消防力の強化を推進する。

災害の際、その被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの日ごろからの備えと災害時の適切な行動が大切であり、あらゆる機会を利用して市民に対し防災に必要な知識の普及を図っていく。

災害が発生した場合には、この計画の定めるところにより、県をはじめとする防災関係機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、総合調整を行う。

このため、総合防災訓練及び各種訓練等を実施し、防災活動における実戦的能力のかん養を図る。

また、民生の安定、社会経済活動の早期回復、再度の災害発生を防止するため、被害施設の敏速かつ適切な復旧を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

飯山市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 岳北消防本部

岳北消防本部は、災害から組織市村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施するとともに、市災害対策本部の業務に従事する。

3 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

7 市民

市民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに

協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日ごろから講ずる。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
飯山市	(1) 市防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 市域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の結成促進に関すること。

2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
岳北消防本部 (飯山消防署) 飯山市消防団	(1) 消防力の整備に関すること。 (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5) 自主防災組織の育成指導に関すること。 (6) 飯山市災害対策本部の業務に関すること。

3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県 (北信地方事務所)	(1) 長野県防災会議、災害対策本部、警戒本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
(北信保健所)	(1) 給水、医療、助産、救護、防疫、毒劇物事故防止等に関すること。
(飯山建設事務所)	(1) 緊急輸送道路の確保に関すること。 (2) 道路、河川、砂防施設等の機能の確保に関すること。

長野県警察本部 (飯山警察署)	(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 避難の勧告又は指示に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 (5) 避難路及び緊急輸送路の確保に関すること。 (6) 行方不明者の調査又は死体の検視に関すること。 (7) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。 (8) 危険物の取締りに関すること。
--------------------	---

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
関東農政局 (長野農政事務所)	<災害予防対策> (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 <応急対策> (3) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (4) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (6) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (7) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 (8) 災害時における主要食糧の供給に関すること。 <復旧対策> (9) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (10) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
中部森林管理局 (北信森林管理署)	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 (3) 災害応急対策用材の供給に関すること。
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 被災商工鉦業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。

中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関する事。
関東東北産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事。 (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事。
中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関する事。
北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事。
東京管区气象台 (長野地方气象台)	(1) 気象情報等の発表及び伝達に関する事。 (2) 防災知識の普及に関する事。 (3) 災害防止のための統計調査に関する事。
信越総合通信局	(1) 電気通信の監理に関する事。 (2) 災害時における非常通信の確保に関する事。
長野労働局 (中野労働基準監督署)	(1) 事業場における産業災害の防止に関する事。 (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関する事。
関東地方整備局 (長野国道事務所) 北陸地方整備局 (千曲川河川事務所)	<災害予防> (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進に関する事。 (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施に関する事。 (3) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定に関する事。 <応急・復旧> (4) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施に関する事。 (5) 防災関係機関との連携による応急対策の実施に関する事。 (6) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保に関する事。 (7) 所管施設の緊急点検の実施に関する事。

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 被害状況の把握に関する事。 (2) 避難の援助に関する事。 (3) 遭難者等捜索救助に関する事。 (4) 水防活動に関する事。 (5) 消防活動に関する事。 (6) 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除に関する事。 (7) 応急医療防疫、病虫害防除等の支援に関する事。 (8) 通信支援に関する事。 (9) 人員及び物資の緊急輸送に関する事。 (10) 炊飯及び給水支援に関する事。

	(11) 救援物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (12) 交通規制の支援に関すること。 (13) 危険物の保安及び除去に関すること。
--	--

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
郵便事業(株) (信越支社) 郵便局(株) (信越支社)	地震災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。
東日本旅客鉄道(株)(長野支社)	(1) 鉄道施設の防災に関すること。 (2) 災害時における避難者の輸送に関すること。
日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
電気通信事業者	(東日本電信電話(株)長野支店、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 長野支店、KDDI(株)) (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
日本銀行 (松本支店)	(1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 (2) 損傷通貨の引換えに関すること。
日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等の救助、救護に関すること。 (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 (3) 義援金品の募集に関すること。
日本放送協会 (長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
日本通運(株) (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
中部電力(株) (飯山営業所)	(1) 電力施設の保全、保安に関すること。 (2) 電力の供給に関すること。
東日本高速道路(株)	上信越自動車道、長野自動車道(豊科IC～更埴JCT)の防災に関すること。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
土 地 改 良 区	ため池、ダム及び水こう門及び農業用水路等の防災に関すること。
長 電 バ ス(株) (飯山営業所)	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること
(社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
各民間放送会社	天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等広報に関すること。
長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
県医師会(飯水医師会)、県歯科医師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
県薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(社)長野県エルピーガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(協)長野県社会福祉協議会	ボランティアセンターの管理・運営に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北信州みゆき農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、斡旋に関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。 (6) 被災事業者等に対する資金融資に関すること。
北信州森林組合 (飯山支所)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、斡旋に関すること。 (3) 木材の供給と物資の斡旋に関すること。

高水漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
アイネット飯山	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予防の放送に関すること。 (2) 注意報・警報及び災害情報等の放送に関すること。
飯山商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災会員の融資、斡旋の協力に関すること。 (3) 災害時における物価安定の協力に関すること。 (4) 救助物資、復旧資材の確保、斡旋の協力に関すること。
病院等医療施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。 (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
社会福祉施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
日赤奉仕団、共同募金会、社会福祉協議会、区長会、民生児童委員会、衛生委員会、PTAその他団体の協力に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市、県が行う災害応急対策の協力に関すること。 (2) 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。 (3) ボランティアセンターの管理・運営に関すること。
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全管理の徹底に関すること。 (2) 防護施設の整備に関すること。

第4節 飯山市の地勢と災害要因、災害記録

1 自然的条件

(1) 市 域

飯山市は、長野県の最北端に位置し、東は栄村、野沢温泉村及び木島平村、南は中野市、西及び北は新潟県に接する東西約23.1km、南北約25.2kmで周囲約96.0km、総面積約202.32km²である。

経緯度から見た飯山市（市役所）の位置は次のとおりである。

東 経 138° 22′

北 緯 36° 51′

標 高 315m

(2) 地 勢

飯山市は、西側を斑尾山と鍋倉山を連ねる関田山脈に、東側を三国山脈の支脈により囲まれ、大半は急峻な山地からなり、市域を南西から北東に貫流する千曲川に向かって傾斜している。これら山間地から流れ出た中小河川により扇状地が形成されており、中央の平坦地は千曲川の氾濫により造成された沖積地帯である。

傾斜区分別に見ると、傾斜度0°～15°の地域が約44%を占め、15°～30°が約49%、30°以上が約7%となっている。

また、県内で最も標高の低い地域であり、市域の約33%が標高400m以下である。

(3) 地 質

市の西側を連ねる関田山脈全体は、第三紀層により形成されており、斑尾山、黒岩山周辺と仏ヶ峰以北については第四紀層の噴出源、活動時期を異にする多くの溶岩、凝灰角礫岩、火山岩層、火山灰などからなる安山岩類（大半が複輝石安山岩質岩石）で覆われている。

また、東側の山地についても、第四紀火山の噴出した安山岩類に覆われている。

中央の平坦地及び千曲川の沿岸は、長峰丘陵を除き新世の砂礫や粘土層が堆積した沖積層に属し、これら沖積地帯と第三紀層地帯の間、長峰丘陵及び山脈内の台地は、火山層と第三紀層の崩壊物が混ざり堆積した洪積層地帯となっている。

(4) 気 候

飯山市の気候は、降雪量の多い裏日本型気候を示し、春から秋にかけては昼夜の気温差が大きいことから内陸盆地型気候になるという特色をもっている。

年間平均気温は11℃前後であるが、年間最高最低の気温差は50℃前後と大きな差がある。

降水量はおおむね年間1,300～1,400mm前後であり、月別に見ると豪雪地帯であるため1月、2月及び12月が多く梅雨期及び台風期を上回っているのが特徴である。

また、降雪期間の平均（平成13年～17年）は110日間、根雪期間の平均は106日間、最深積雪の平均は164cmとなっているが、地域差が大きく北部山間地では400cmに達することもある。

2 社会的条件

(1) 人 口

飯山市の総人口は、24,960人（平成17年10月1日現在）であり、人口動態の推移を見ると若年層の流出等により自然増を社会減が上回り逐次減少していたが、平成3年以降は、死亡が出生を上回る自然減が発生しており、新たな問題となっている。

人口は、昭和40年に比べ約28%の減少となっているが、世帯数ではほとんどが変化ない。これは、核家族化と合わせ、少子高齢化の現われであり、高齢者（65歳以上）の割合は、昭和40年の8.3%に対し、平成17年は29.1%となっている。

人口密度は、123人/km²であり、千曲川沿いの平坦部に集中しているものの、山沿いにも多数の集落が連なっている。

(2) 産 業

ア 農業

飯山市の耕地の多くは千曲川とその支流の沖積平地に開けた水田単作地帯・米所であったが、生産調整を契機として栽培面積が減少し、米への依存度は低下しつつある。変わって伸びたのは花と野菜で、生産額も米に次いで多く、年々伸びている。特にアスパラガスは日本有数の生産地である。

本市は豪雪地帯であるため、土地利用型農業は大きな制約を受け、冬期は営農が不可能になる。農家の冬期対策として取り入れられたきこの栽培は、種類もえのきだけ・本しめじ、なめこと多種に及び、市の農業に占める比重は大変大きなものとなっている。

イ 商業

J R 飯山駅前通りから中央通り線沿いと、J R 戸狩野沢温泉駅周辺が商店街として形成されている。

また、大規模小売店舗も徐々に増加し、南部の静間バイパスへの商業集積が進み、中心市街地の空洞化が懸念されている。

ウ 工業

飯山市では若者の定住や働く場の確保のため、工業団地の造成、工場等誘致条例の制定など企業誘致を積極的に進めている。

また、仏壇、和紙は伝統ある地域の産業であり、飯山市を特徴づける産業でもある。

エ 観光

飯山市の観光は、雪を資源として利用したスキー場開発と、農家の副業としての民宿から始まった。市内各所にスキー場が開発され、スキー観光は順調に推移してきたが、バブル崩壊後は長引く不況、過当競争により厳しい時代を迎えている。

その一方で、全国でも先駆けてグリーンツーリズムに着手。拠点施設「森の家」を中心に自然体験教室・農村体験を推進。豊かな自然や寺町などの観光資源を活かし、グリーン期の観光客の入り込みは増加している。

(3) 交 通

市域を南西から東北に貫流する千曲川とほぼ平行して、J R 飯山線及び国道117号が通じ、国道292号、403号がそれぞれ飯山市街から妙高市方面、木島平村方面へと通じている。

また、上信越自動車道の豊田飯山 I C（中野市）が市の南西境に近接しており、国道117号により飯山市街と通じている。

3 災害の要因

(1) 風水害

ア 前線の影響による豪雨

梅雨期や秋雨期には、前線が本州付近に停滞し、台風や低気圧の通過により、南方の湿った空気を運び込んで、大雨を降らせることがあり、市内の各河川の氾濫、がけ崩れ等の災害の発生がみられるので、厳重な警戒が必要である。

イ 台風の通過による影響

長野県の位置と地形のもつ条件から、台風の接近、通過により各所に風水害を発生させている。

経路により状況は多少異なるが、中小河川の氾濫、千曲川の増水及びがけ崩れ等の警戒が必要である。

ウ 風害

台風による暴風及び春先の季節風により局地的に突風が吹きつり、農産物に被害が発生することがある。また、市内の建物は木造のものが多く風による被害を受けやすいため、住家等の倒壊に警戒が必要である。

(2) 火 災

過去において何度か大火にあったが、ここ50年くらいは消防力の強化と火災予防及び防火思想の普及に努め、大火災の発生を防いでいる。しかし、依然木造建築が多い市街地及び民宿地帯では建物の過密、高層、複雑化がみられ、更には、生活様式の向上とあいまって化学燃料の急激な普及、可燃物、危険物施設の増加等によって、火災の大規模化が懸念され、これに対応する消防体制の強化が必要である。

(3) 雪 害

飯山市は全国でも有数の豪雪地帯であり、毎年雪による様々な被害を被っている。

今後もこの地域の特性として、豪雪、雪崩、春先の融雪等による災害発生が予想されるので、雪害対策の強化が必要である。

(4) 地 震

大地震が発生すると、大きな地殻変動を伴い震源が浅いところにある場合は、断層や土地の隆起、沈降が現われる。

また、山崩れ、がけ崩れを起こし、ときには山津波になり河川をせき止め、それが原因となって洪水になることがある。

市域は、信濃川断層帯に含まれ善光寺地震、長沼地震、松代群発地震にみられるように地震

の発生しやすい地域であり、最近の阪神淡路大震災や中越地震のこともあり地震対策について一層の強化が必要である。

4 過去の災害記録

過去に発生した主な大規模災害の記録は、第6編資料19-1のとおりである。

第5節 地震被害想定

1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

県では、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成12・13年度の2か年で地震対策基礎調査を実施し、平成14年3月に「長野県地震対策基礎調査報告書」を公表した。

この調査結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

本節においては、この報告書のうち、本市に関する被害想定結果の概略等を示すものとする。

2 想定地震

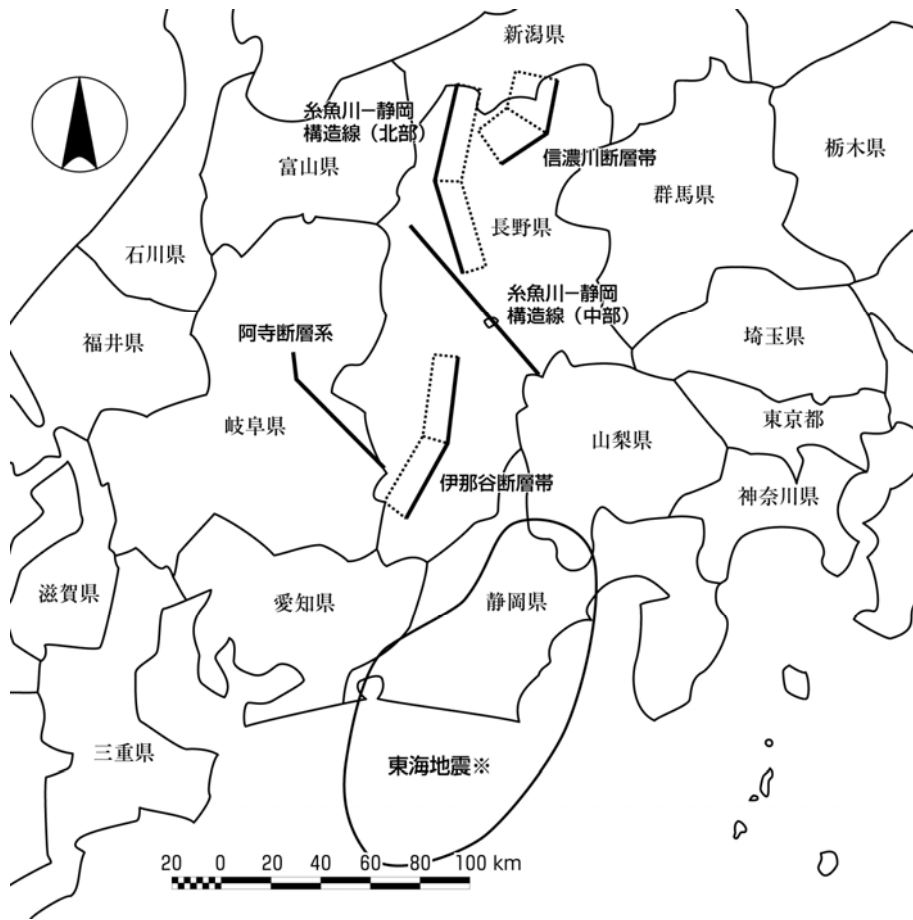
長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる5つの内陸型地震と東海地震が想定されている。

想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

想定地震の諸元

想定地震	震源諸元	マグニチュード	長さ (km)	幅 (km)	傾斜	位置等
糸魚川－静岡構造線（北部）		8.0	80	20	60° E	小谷村～松本市
糸魚川－静岡構造線（中部）		8.0	80	17	90°	安曇野市～富士見町
信濃川断層帯		7.5	43	21	45° W	飯山市～長野市
伊那谷断層帯		7.9	68	20	60° W	南箕輪村～阿智村
東海地震		8.0	115	70	34° W	（平成13年想定）
阿寺断層系		7.9	62	17	90°	王滝村～岐阜県

想定震源の位置と大きさ



(※平成13年想定)

3 飯山市における想定結果

(1) 地震動等の予測

ア 震度

地震名	予測結果
糸魚川-静岡構造線(北部)	震度6弱から5弱のかなり強い揺れが予想される。
糸魚川-静岡構造線(中部)	震度5強から5弱の強い揺れが予想される。
信濃川断層帯	震度6強から5強のかなり強い揺れが予想される。
伊那谷断層帯	震度5強から4の強い揺れが予想される。
東海地震	震度4から3以下の揺れが予想される。
阿寺断層系	震度5強から4の強い揺れが予想される。

イ 液状化

地震名	予 測 結 果
糸魚川－静岡構造線（北部）	市の平地部に液状化の危険性が高い地域がみられる。
糸魚川－静岡構造線（中部）	液状化の危険性は低いと予想される。
信濃川断層帯	平地と市の西部の一部に液状化の危険度が極めて高い地域がみられる。
伊那谷断層帯	液状化の危険性は低いと予想される。
東海地震	全般に液状化の危険性はかなり低いと予想される。
阿寺断層系	液状化の危険性は低いと予想される。

(2) 物的・人的被害想定結果

被害想定を実施した想定地震は、地震動・液状化危険度を求めた6地震となっている。地震動の大きさは、各地震とも想定値に幅を持つものであるが、次表の被害想定は代表値により算定されている。

想定地震	想定結果	建物被害（棟）		出火・延焼被害	
		木造全壊・ 非木造大破	木造半壊・ 非木造中破	出火件数 （件）	焼失棟数 （棟）
糸魚川－静岡構造線（北部）		541	1,190	5	5
糸魚川－静岡構造線（中部）		21	219	0	0
信濃川断層帯		2,296	4,797	12	24
伊那谷断層帯		0	1	0	0
東海地震（昭和54年想定）		0	0	0	0
阿寺断層系		0	0	0	0

	人 的 被 害			ラ イ フ ラ イ ン		
	死 者 （人）	重傷者 （人）	避難者 （人）	断水世帯数 （世帯）	停電世帯数 （世帯）	電話支障 （回線）
糸－静 （北）	13	35	2,407	1,615	1,956	564
糸－静 （中）	1	8	324	491	1,301	58
信濃川	36	90	9,932	5,378	2,036	909

伊那谷	0	0	1	0	854	0
東 海	0	0	0	0	0	0
阿 寺	0	0	0	0	0	0